

裁判員制度10周年



キャッチコピー募集



裁判員制度は平成21年5月21日から始まり、
平成31年5月で10周年を迎えます。

そこで、秋田地方・家庭裁判所では、
裁判員制度の広報のため、
県民のみなさまに親しんでいただけるような
キャッチコピーを募集いたします。

募集要領は裏面のとおりです。
みなさまのご応募 お待ちしております。

裁判員制度とは・・・

国民の皆さんから選ばれた裁判員の方に刑事裁判に参加していただき、裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑にするのか決めてもらう制度です。

国民の皆さんに参加していただくことで裁判をより身近に感じていただき、わかりやすい裁判の実現を通して司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

詳しい制度の内容や実施状況は、裁判員制度ウェブサイトで紹介しています(<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)。



裁判員を経験した
方々の声も掲載
しているよ。

裁判員制度の出前講義承ります。

学校や職場などの各種団体に、裁判官等を講師として派遣します。
講義の内容・時間等、詳細はご相談ください。

裁判員制度広報に関するお問合せ先



秋田地方裁判所総務課庶務係 電話018-824-3121(代表)

秋田地方・家庭裁判所 裁判員制度10周年キャッチコピー募集要領

◆応募資格

秋田県内に在住、在勤、在学されている方。

◆応募期間

平成30年12月25日（火）から平成31年2月28日（木）まで

※ 郵便又は持参で提出する。

※ 郵便で提出する場合は、応募期間最終日の消印有効。

持参の場合は、秋田県内の裁判所において、応募期間のうち、土日祝日を除く8：30から17：00まで受付。

◆応募要件

- ・キャッチコピーは、未発表のものとしします。
- ・キャッチコピーは、裁判員制度に関するものに限りします。
- ・特殊な記号や文字は使用しないでください。

◆応募方法

- ・郵便（はがき）の場合

はがきにキャッチコピーを記載の上、氏名、電話番号及び住所を記入して、下記までご郵送ください。なお、右下の応募票を切り取ってはがきに貼付していただいても構いません。

〒010-8504 秋田市山王七丁目1-1

秋田地方裁判所総務課 宛

- ・持参の場合

右下の応募票に必要事項を記入の上、秋田県内の裁判所へご持参ください。

【秋田県内の裁判所受付窓口】

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ① 秋田市山王七丁目1-1 | 秋田地方裁判所総務課（5階） |
| ② 男鹿市船川港船川字化世沢2-1 | 男鹿簡易裁判所庶務課（1階） |
| ③ 能代市上町1-15 | 秋田地方裁判所能代支部庶務課（1階） |
| ④ 由利本荘市瓦谷地2-1 | 秋田地方裁判所本荘支部庶務課（1階） |
| ⑤ 大館市字中城1-5 | 秋田地方裁判所大館支部庶務課（2階） |
| ⑥ 鹿角市花輪字下中島1-1 | 鹿角簡易裁判所庶務課（1階） |
| ⑦ 横手市城南町2-1 | 秋田地方裁判所横手支部庶務課（2階） |
| ⑧ 湯沢市田町2-6-4-1 | 湯沢簡易裁判所庶務課（1階） |
| ⑨ 大仙市大曲日の出町1-20-4 | 秋田地方裁判所大曲支部庶務課（2階） |
| ⑩ 仙北市角館町小館7-7-4 | 角館簡易裁判所庶務課（1階） |

◆表彰

最優秀賞 1作品

優秀賞 2作品

- ・選考は、「秋田地方・家庭裁判所 裁判員制度10周年キャッチコピー選考委員会」が平成31年3月31日までにを行います。
- ・最優秀賞及び優秀賞を受賞された方には、ご連絡いたします。
- ・平成31年5月21日前後に表彰式を行い、秋田地方・家庭裁判所ホームページにおいて結果発表いたします。

◆その他

- ・最優秀賞は、秋田地方・家庭裁判所の裁判員制度広報において活用いたします。
- ・著作権は、秋田地方・家庭裁判所に帰属させていただきます。
- ・本件応募によって秋田地方・家庭裁判所が得た個人情報適正に管理し、目的外に使用することはありません。

（切り取り線）

応募票	
キャッチコピー	
氏名	
住所	〒
電話番号	